

鳥獣被害対策総合補償制度(概要)

東京海上日動火災保険株式会社
公務第一部 公務第二課

1. 概要

- ・「鳥獣被害対策総合補償制度」は自治体の事業としての被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣捕獲活動を行う際のリスクをカバーする制度です。
- ・自損リスク(傷害・総合生活保険)と他損リスク(第三者賠償・施設賠償責任保険)を組み合わせた補償内容で、保険料負担者は狩猟者個人でなく、法人となります。
- ・商品は二種類あり、自治体が主体となる被害防止対策に猟友会構成員のみが参加するか否か、で判断します。

商品① (青色のパフレット)	商品② (オレンジ色のパフレット)
契約者 大日本猟友会	市町村、市町村が組織する協議会等
加入者 市町村、市町村が組織する協議会等	市町村、市町村が組織する協議会等
個人被保険者 市町村が主体となる被害防止対策を行う 猟友会構成員	市町村が主体となる被害防止対策を行う 方
契約イメージ図	

```

graph TD
    A[保険会社] -- 契約 --> B[大日本猟友会]
    C[市町村等] -- 加入 --> B
            
```

```

graph TD
    A[保険会社] -- 契約 --> B[市町村等]
            
```

- ・保険期間は上記①は6月1日午後4時～翌年6月1日の一年間。②は保険始期は任意、午後4時～一年間。ともに狩猟期間のみのスポット契約はお認めしていません。ただし、①は毎月1日付の途中加入が可能です。終期は翌年6月1日で年間契約と同様です。
- ・補償内容は自損リスクが死亡・後遺障害300万円、入院・通院日額3,000円、手術1.5万円(入院中以外)3万円(入院中)。他損リスクが対人・対物賠償共通で支払限度額1億円(1名・1事故・保険期間中)、初期対応費用300万円(1事故)

2. 掛金

加入する商品によって異なります。以下は年間保険料です。

- ・自損リスク(傷害) ①1人あたり15,480円 ②1人あたり17,050円
- ・他損リスク(施設賠)①1人あたり3,000円 ②1人あたり4,000円

※参考1: 狩猟者個人が加入できるハンター保険との補償範囲の違い

		民間保険会社 ハンター保険(一例)	東京海上日動 鳥獣被害対策総合補償制度
共通	補償対象事業	登録狩猟 許可捕獲 指定管理	被害防止対策 (純然たる趣味の狩猟を除く) ⇒交付金の支援対象
傷害	補償内容①	死亡・後遺障害○ 入院○ 通院○ 手術×	死亡・後遺障害○ 入院○ 通院○ 手術○
	補償内容②	乗車中事故× 車両との衝突×	乗車中事故○ 車両との衝突○
賠償	支払限度額	1億円～	1億円～
	補償対象行為	銃猟○ わな猟・網猟× わなの見回り×	銃猟○ わな猟・網猟○ わなの見回り○
	被保険者	個人○ 自治体× 狩猟者団体×	個人○ 自治体○ 狩猟者団体○

		民間保険会社 ハンター保険(一例)	東京海上日動 鳥獣被害対策総合補償制度
共通	加入者	個人 (団体契約のみ)	法人 (自治体、狩猟者団体)
	保険料負担者	個人	法人 (自治体、狩猟者団体)
	加入手続き	加入者(個人)が補償開始までに 手続き要	個人手続き不要
	被保険者名簿	補償開始までに被保険者全員の 名簿提出用	名簿提出不要(自治体・狩猟者団 体で管理)
	期中の個人被保険 者追加	○補償開始(被保険者追加)まで に追加被保険者全員の名簿提出 要 ○追加保険料要	○手続き不要(名簿への追加は 自治体・狩猟者団体で管理) ○追加保険料不要

※参考2: 想定事故例

(自損リスク)

- ・狩猟者が罾を掛けている最中に誤って指を挟んで怪我をした。

(他損リスク)

- ・鳥獣被害対策実施隊の活動中、鹿と見間違い人を撃つてしまい大怪我をさせた。
- ・不十分な状態で罾を設置。かかった鹿が逃げ出して周囲の人に怪我をさせた。

3. 保険金をお支払いできる主な場合

詳細はパンフレット内「補償の概要等」および約款をご確認ください。

(自損リスク・総合生活保険)

・死亡・後遺障害保険金

怪我で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

・入院、手術

怪我で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

・通院

怪我で通院*1した場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。

(他損リスク・施設賠償責任保険)

・法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。

・争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)

・緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

・損害防止軽減費用

対人事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用

・協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

・初期対応費用

この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、その額および使途が社会通念上妥当と認められる次の費用

- ・ 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用
- ・ 事故現場の取り片付け費用
- ・ 被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用
- ・ 通信費
- ・ 書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用
- ・ 対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金(香典を含みます。)・見舞品購入費用
- ・ 風災見舞費用(施設賠償責任保険のみ)
- ・ 上記に準ずる費用

4. 保険金をお支払いできない主な場合

詳細はパンフレット内「補償の概要等」および約款をご確認ください。

(自損リスク・傷害)

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)

等

(他損リスク・施設賠)

- ・ 保険契約者または被保険者(補償を受けることができる方)の故意
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- ・ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
- ・ 次の事由に起因する損害
 - ア. 法令で禁止されている場所において使用された銃器または猟具
 - イ. 捕獲者以外の者に譲渡または貸与された銃器または猟具
 - ウ. 銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けずに捕獲者が所持している銃器
 - エ. 他人の猟犬の殺傷

等